

## 資料編



### 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画の策定経過

実施日	会議名、内容等
2014年(平成26年) 6月12日	藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会(第1回) <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「藤沢市子ども読書活動推進計画」について</li> <li>◆ 改定スケジュール及び作業部会について</li> <li>◆ 平成25年度事業の報告及び評価について</li> <li>◆ 各課現状報告及び計画の点検評価について</li> <li>◆ アンケート調査項目について</li> </ul>
7月22日	藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会(第2回) <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アンケート調査項目について</li> <li>◆ 計画の点検評価について</li> </ul>
9月4日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会(第1回) <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「藤沢市子ども読書活動推進計画」及び改定スケジュールについて</li> <li>◆ アンケート調査の実施について</li> </ul>
11月10日～30日	藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査の実施
2015年(平成27年) 1月14日	藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会(第3回) <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「ふじさわ子ども読書プラン2015」の評価及び現状と課題について</li> <li>◆ 「子どもの読書に関するアンケート調査」実施状況について</li> </ul>
1月28日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会(第2回) <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「子どもの読書に関するアンケート調査」実施状況について</li> <li>◆ 「ふじさわ子ども読書プラン2015」の評価及び現状と課題について</li> </ul>

実施日	会議名、内容等
2月17日	藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会（第4回） <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「ふじさわ子ども読書プラン2015」の評価及び現状と課題について</li> <li>◆ 子ども読書活動推進計画改定にむけての意見等について</li> </ul>
3月17日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（第3回） <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「子どもの読書に関するアンケート調査」報告書について</li> <li>◆ 子ども読書活動推進計画改定にむけての意見等について</li> </ul>
6月5日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（第4回） <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 計画改定スケジュールについて</li> <li>◆ 子ども読書活動推進計画改定にむけての意見等について</li> </ul>
7月8日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（第5回） <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子ども読書活動推進計画改定にむけての意見等について</li> </ul>
8月6日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（第6回） <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画（骨子素案）について</li> <li>◆ 子ども読書活動推進計画改定にむけての意見等について</li> </ul>
10月15日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（第7回） <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画（素案）について</li> <li>◆ パブリックコメントの実施について</li> <li>◆ 今後のスケジュールについて</li> </ul>
10月27日～ 11月27日	ふじさわ子ども読書プラン2020～第3次藤沢市子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメントの実施
2016年（平成28年） 1月14日	藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（第8回） <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ パブリックコメント結果について</li> <li>◆ 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画（案）について</li> </ul>

2

藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱・委員名簿

(1) 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 藤沢市における子どもの読書活動を推進するため、子どもの読書活動に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、「藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という）を策定（改定）し、子どもの読書活動に係わる施策の推進を図るため、藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の策定（改定）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、17名以内とする。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 幼児教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 子どもの読書活動推進関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

(作業部会)

第8条 第2条の所掌事務の細部について検討するため、市職員等で組織する作業部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明または意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は委員会の中で知ることができた個人の情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(報酬)

第11条 委員会の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則（昭和43年規則第22号）に定めるところによる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、生涯学習部総合市民図書館において総括し、及び処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年11月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

● 平成 26 年度

(委員名は順不同。敬称略)

	委員名	選出区分	備考
委員長	木村 依子	社会教育関係	藤沢市社会教育委員会議
副委員長	菊地 彰子	学識経験者	神奈川県子どもの読書活動推進 会議委員
委員	小松 眞弓	学校教育関係	藤沢市小学校長会
委員	十川 由利	学校教育関係	藤沢市中学校長会
委員	木下 京子	幼児教育関係者	特定非営利法人藤沢市幼稚園協会
委員	古橋 祐子	子どもの読書活動推進 関係者	ブックスタートボランティア、図書館 ・図書室おはなし会ボランティア
委員	榊原 智子	公募委員	
委員	福本 良治	公募委員	
委員	中島 直	生涯学習部長	
委員	上野 進	生涯学習総務課長	
委員	佐藤 良子	子ども青少年育成課長	
委員	和田 章義	保育課長	
委員	高橋 徹	子ども健康課長	
委員	小林 誠二	教育総務課長	
委員	小木曾 貴洋	教育指導課長	
委員	栗原 かほる	総合市民図書館長	

【事務局（総合市民図書館）】

五島 陽子	主幹
饗庭 寛子	専任主幹補佐
小林 恭子	専任上級主査
寺村 郁	事務職員

● 平成 27 年度

(委員名は順不同。敬称略)

	委員名	選出区分	備考
委員長	木村 依子	社会教育関係	藤沢市社会教育委員会議
副委員長	菊地 彰子	学識経験者	神奈川県子どもの読書活動推進 会議委員
委員	小松 眞弓	学校教育関係	藤沢市小学校長会
委員	吉田 葉子	学校教育関係	藤沢市中学校長会
委員	木下 京子	幼児教育関係者	特定非営利法人藤沢市幼稚園協会
委員	古橋 祐子	子どもの読書活動推進 関係者	ブックスタートボランティア、図書館 ・図書室おはなし会ボランティア
委員	榊原 智子	公募委員	
委員	福本 良治	公募委員	
委員	中島 直	生涯学習部長	
委員	上野 進	生涯学習総務課長	
委員	和田 章義	子育て企画課長	
委員	武井 正純	保育課長	
委員	高橋 徹	子ども健康課長	
委員	福岡 浩一	青少年課長	
委員	神尾 友美	教育総務課長	
委員	小木曾 貴洋	教育指導課長	
委員	松井 洋二	総合市民図書館長	

【事務局（総合市民図書館）】

織部 朋子	主幹
饗庭 寛子	専任主幹補佐
小林 恭子	専任上級主査
寺村 郁	事務職員



## 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会設置要綱・委員名簿

### (1) 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市の子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、「藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱」第8条に基づき、藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 作業部会は、藤沢市子ども読書活動推進計画の策定に向け、調査及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 作業部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる関係課の原則として上級主査級以上の職員をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、総合市民図書館職員をもって充てる。

2 部会長は、作業部会を代表し、その所掌事項を総括する。

3 副部会長は、生涯学習総務課職員をもって充てる。

4 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(意見聴取)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、総合市民図書館において総括し処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 25 年7月1日から施行する。

この要綱は、平成 27 年4月1日から施行する。

<別表1>

部会長	総合市民図書館
副部会長	生涯学習総務課 (生涯学習担当)
委員	教育指導課 小学校教諭 中学校教諭 総合市民図書館 子育て企画課 保育課(幼稚園担当) 保育課(保育士) 青少年課 子ども健康課(保健師)



(2) 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会委員名簿

● 平成 26 年度

(委員名は順不同。敬称略)

	委員名	部署名	役職名
部会長	五島 陽子	総合市民図書館	主幹
副部会長	関本 佳子	生涯学習総務課（生涯学習担当）	事務職員
委員	川邊 尚子	教育指導課	指導主事
委員	金井 佳代	小学校教諭（御所見小学校）	教諭（司書教諭）
委員	和賀井 伸子	中学校教諭（滝の沢中学校）	教諭（司書教諭）
委員	菊地 誠	子ども青少年育成課	上級主査
委員	室 一高	保育課（幼稚園担当）	上級主査
委員	三觜 幸子	保育課（保育士）	上級主査
委員	内田 美奈子	子ども健康課（保健師）	課長補佐
委員	饗庭 寛子	総合市民図書館	専任主幹補佐
委員	小林 恭子	総合市民図書館	専任上級主査
委員	寺村 郁	総合市民図書館	事務職員
委員	八重樫 あかり	総合市民図書館（南市民図書館）	事務職員

【事務局（総合市民図書館）】

饗庭 寛子	専任主幹補佐
小林 恭子	専任上級主査
寺村 郁	事務職員

（目的及び設置）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、藤沢市における子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、藤沢市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、前条の目的達成のため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの読書活動推進のための施策に関すること。
- (2) 「藤沢市子ども読書活動推進計画」の見直しに関すること。
- (3) 子どもの読書活動推進に関わる施設及び機関等との情報交換に関すること。
- (4) その他、子どもの読書活動推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、推進会議を代表し、その所掌事項を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

（意見聴取）

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

（作業部会）

第7条 会長は、必要に応じて作業部会を設け、推進会議の所掌事務について調査又は研究をさせることができる。

（庶務）

第8条 推進会議の庶務は、総合市民図書館において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

- 3 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

＜別表 1＞	
会 長	生涯学習部長
副会長	生涯学習総務課長 教育指導課長
委 員	教育総務課長 子 育て企画課長保 育課長 青少年課長 子ども健康課長 総合市民図書館長

## (1) 調査の概要

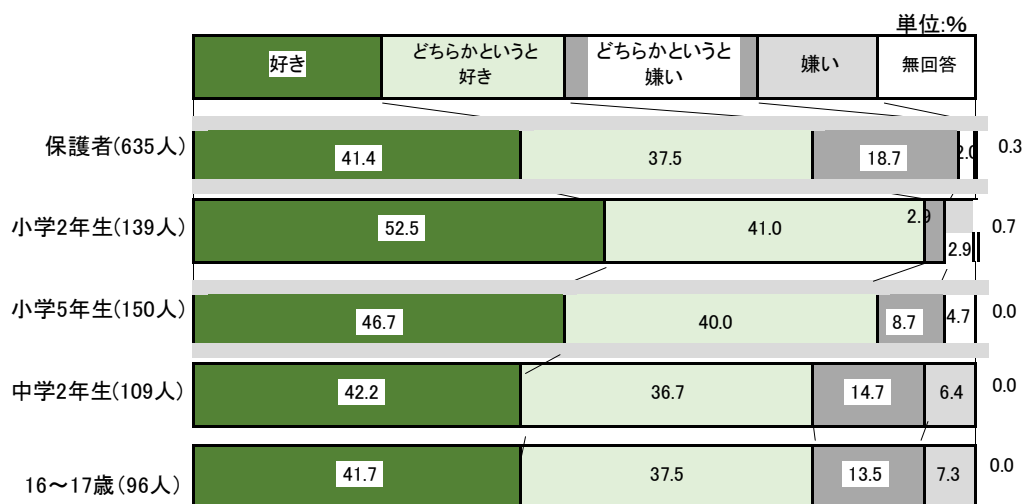
- **調査の目的** 平成 22 年度に策定した「ふじさわ子ども読書プラン 2015 第 2 次 藤沢市子ども読書活動推進計画」が平成 27 年度で終了し、平成 28 年度からの新たな計画の改定にあたり、本市の子どもの読書活動に関する市民の皆様のさまざまな意識やニーズを調査・把握するために実施しました。
- **調査対象者**
  - ① 藤沢市内在住の幼児の保護者
  - ② 藤沢市内在住の小学生（2 年生、5 年生）・中学 2 年生
  - ③ 藤沢市内在住の 16～17 歳の子ども
  - ④ ②、③の保護者
- **調査方法** 対象者（合計 2,970 人）を無作為に抽出して、郵送にてアンケート調査票を配布・回収する方式としました。
- **実施期間** 2014 年（平成 26 年）11 月 10 日（月）～11 月 30 日（日）
- **回収結果**

	調査対象数 (A)	回収数 (B)	有効回収数 (C)	有効回収率 (D=C/A)
小学 2 年生	330	139	139	42.1%
小学 5 年生	330	150	150	45.5%
中学 2 年生	330	109	109	33.0%
16～17 歳	330	96	96	29.1%
保護者	1,650	635	635	38.5%
合計	2,970	1,129	1,129	38.0%

## (2) 調査結果の概要

### ● 本を読むことについて

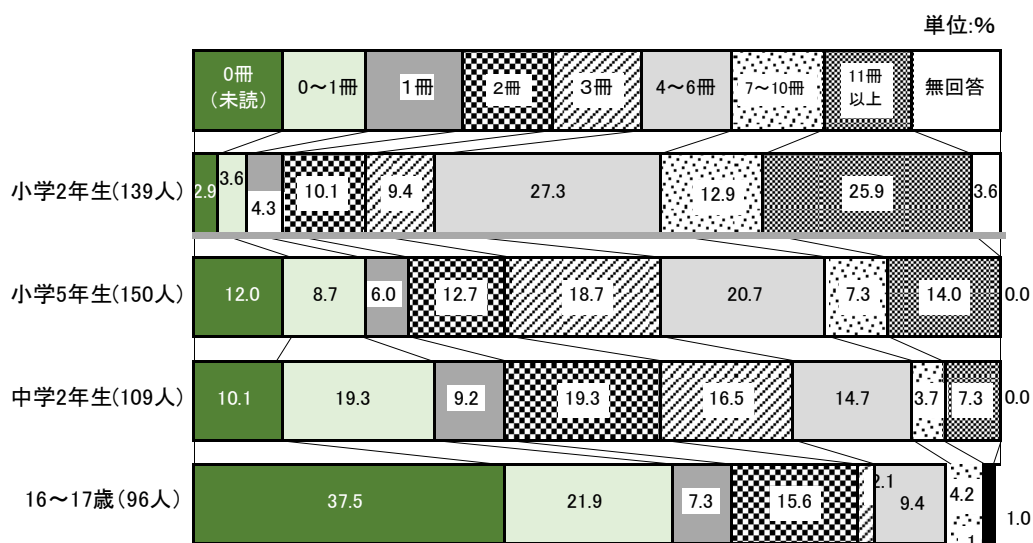
《本編 15 ページ》



本を読むことが好き（「好き」又は「どちらかという好き」）という回答は、小学2年生で93.5%、小学5年生で86.7%、16～17歳が79.2%、中学2年生と保護者がともに78.9%となっており、特に小学生の好感度が高くなっています。

### ● 調査前1か月に読んだ本の冊数

《本編 15 ページ》



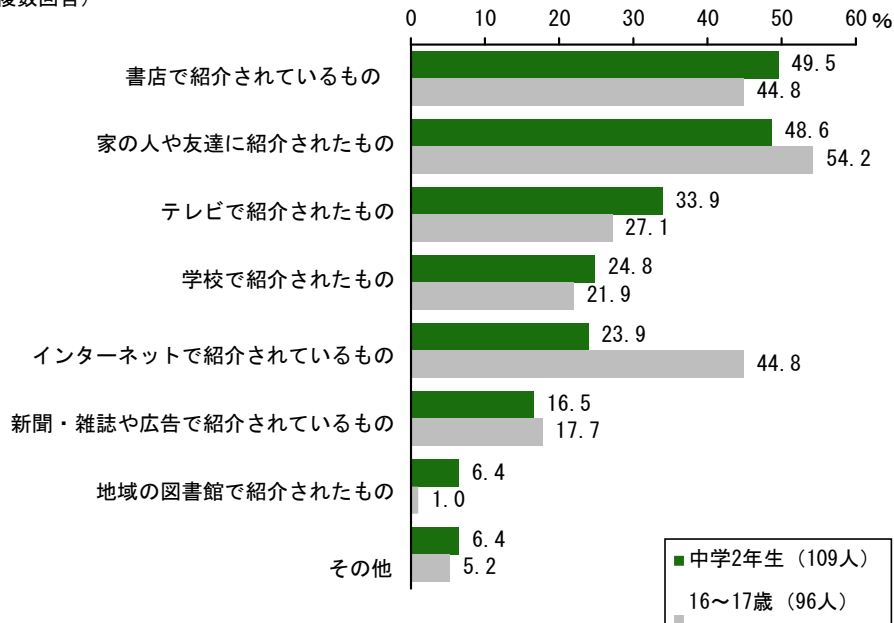
調査前1か月に読んだ本の冊数について、小学2年生と小学5年生では「4～6冊」が最も高く、中学2年生では「0～1冊」「2冊」がともに高く、16～17歳では「0冊（読んでいない）」が最も高くなっています。

回答者に占める不読者（「0冊」と回答）の割合については、16～17歳（37.5%）が最も高く、次いで小学5年生（12.0%）、中学2年生（10.1%）、小学2年生（2.9%）となっています。

● **自分が読む本の情報の入手方法【中学生、16～17歳】**

《本編 16 ページ》

(複数回答)



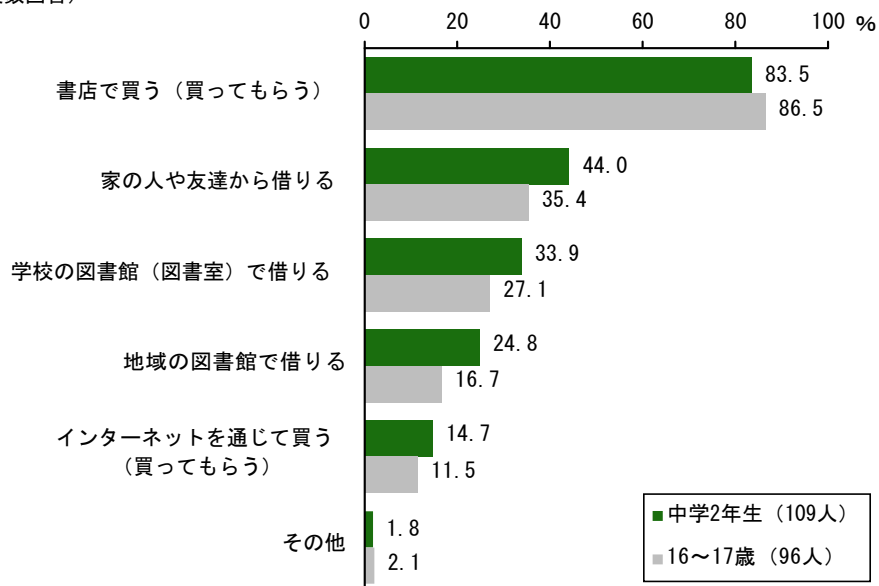
自分が読む本の情報入手方法は、中学2年生では「書店で紹介されているもの」、16～17歳では「家の人や友達に紹介されたもの」が最も高くなっています。

このほか、16～17歳では「インターネットで紹介されているもの」が44.8%となっています。

● **本の入手方法【中学生、16～17歳】**

《本編 16 ページ》

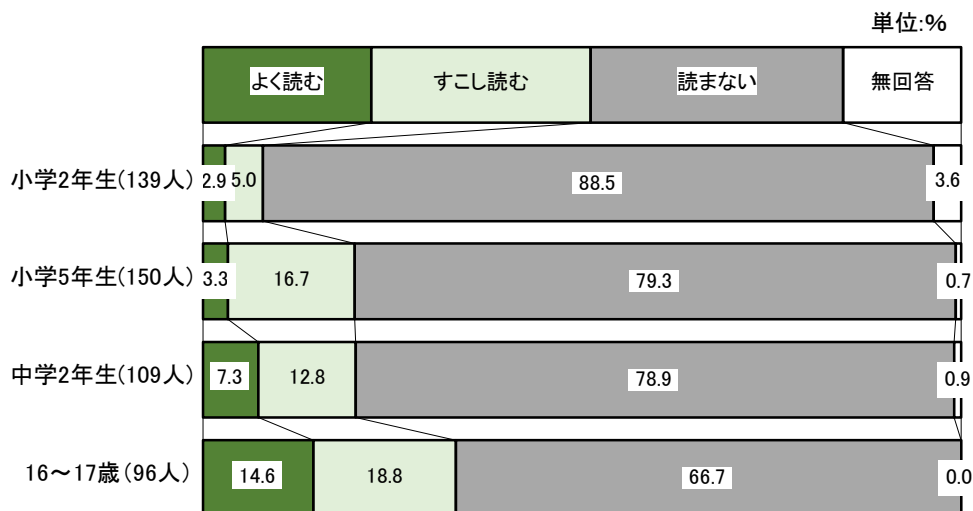
(複数回答)



本の入手方法については、中学2年生と16～17歳のいずれも「書店で買う (買ってもらう)」が最も高く、次いで「家の人や友達から借りる」「学校の図書館 (図書室) で借りる」となっています。

● 電子書籍の利用状況

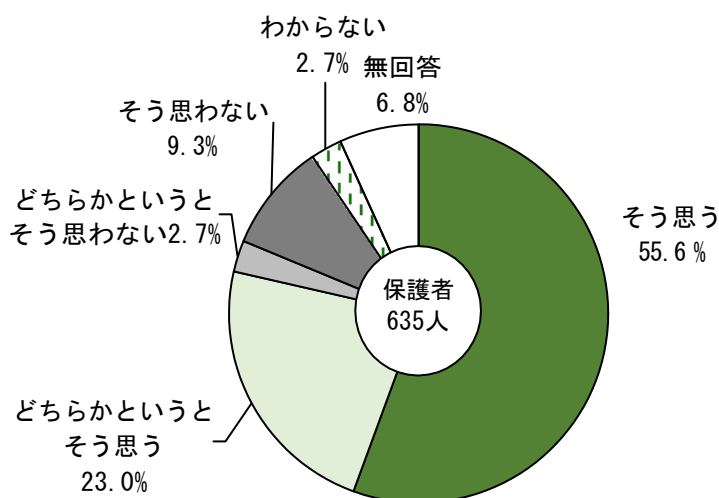
《本編 16 ページ》



電子書籍を「よく読む」「すこし読む」を合わせた割合は、16～17歳では33.4%、中学2年生では20.1%、小学5年生では20.0%、小学2年生では7.9%となっており、16～17歳での電子書籍の利用経験・頻度が小学生・中学生に比べて高くなっています。

● インターネット・携帯電話・ゲーム等の普及により、子どもが本を読む機会が少なくなったと思うか【保護者】

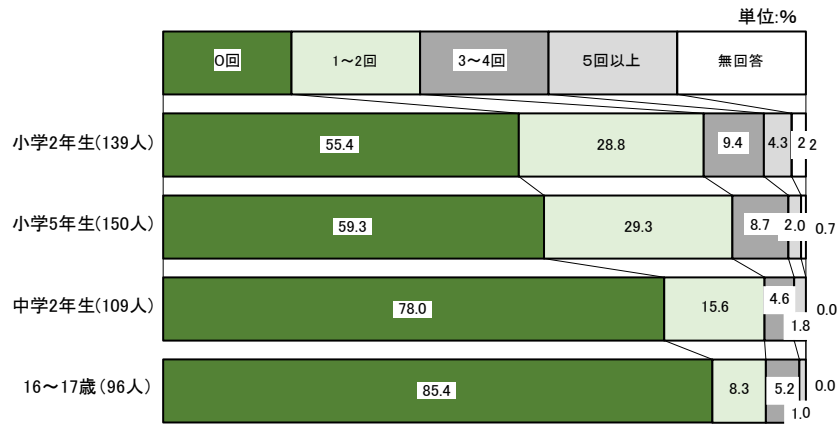
《本編 16 ページ》



さまざまなメディアの普及により、子どもの読書の機会が減少していると思う（「そう思う」又は「どちらかというと思う」）という回答が78.6%となっています。

● 調査前1か月間の地域の図書館の利用状況

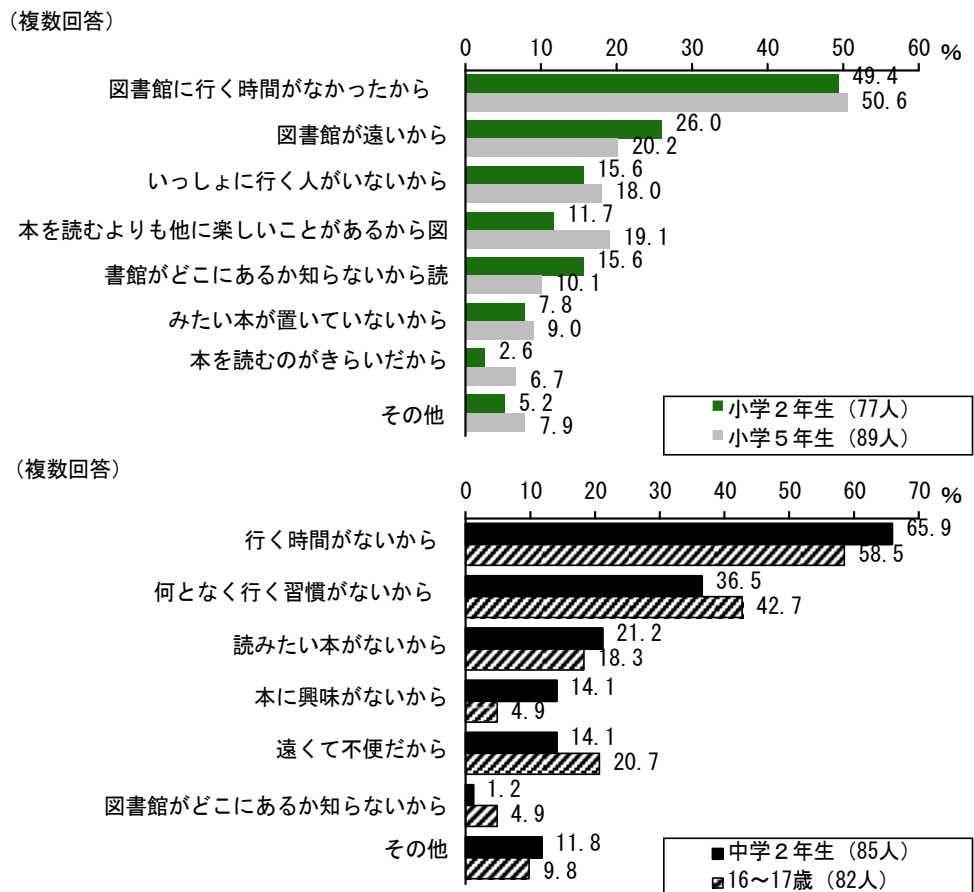
《本編 17 ページ》



調査前1か月で地域の図書館に行った回数については、学年(年齢)が上がるとともに「0回」の割合が高まり、中学2年生では78.0%、16~17歳では85.4%を占めています。

地域の図書館に行かなかった理由

《本編 17 ページ》

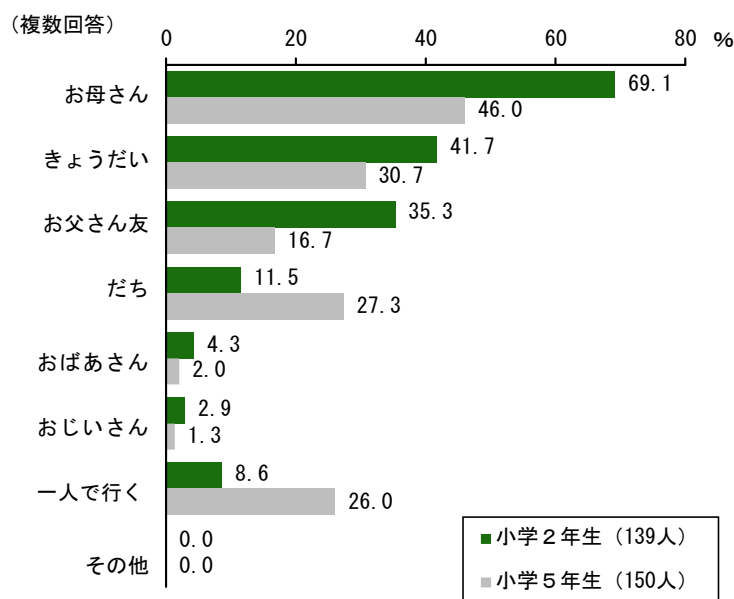


調査前1か月で地域の図書館に行った回数が「0回」という回答者にその理由を聞いたところ、小学2年生、小学5年生、中学2年生、16~17歳のいずれも、図書館に行く時間がなかったからという回答が最も高くなっています。



● 地域の図書館と一緒にいく人【小学生】

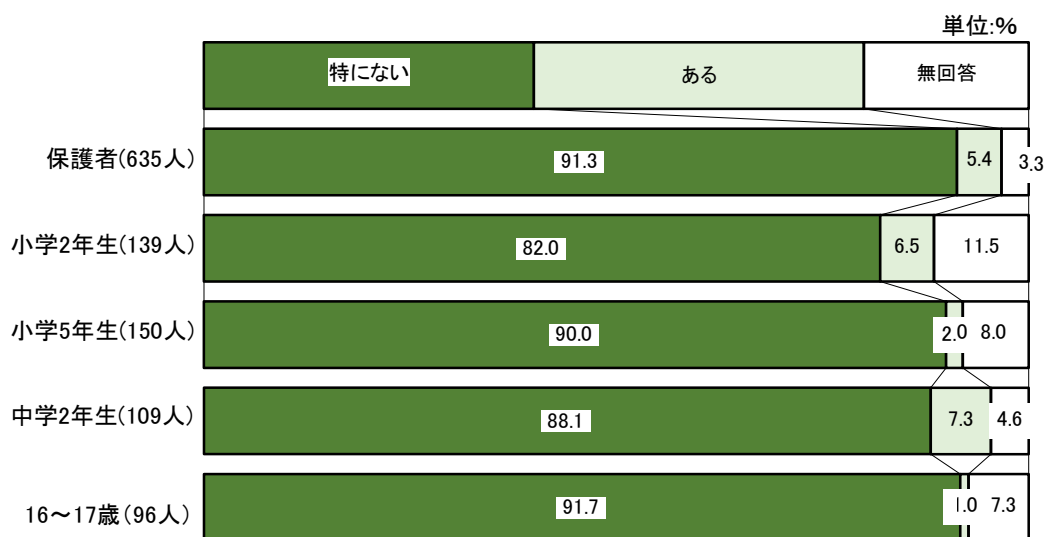
《本編 17 ページ》



小学生に対して、地域の図書館に誰と行くのかを聞いたところ、小学2年生、小学5年生ともに「お母さん」が最も高く、「きょうだい」が続いています。小学5年生では小学2年生に比べ、「友だち」「一人で行く」の割合が高くなっています。

● 地域の図書館以外の利用について

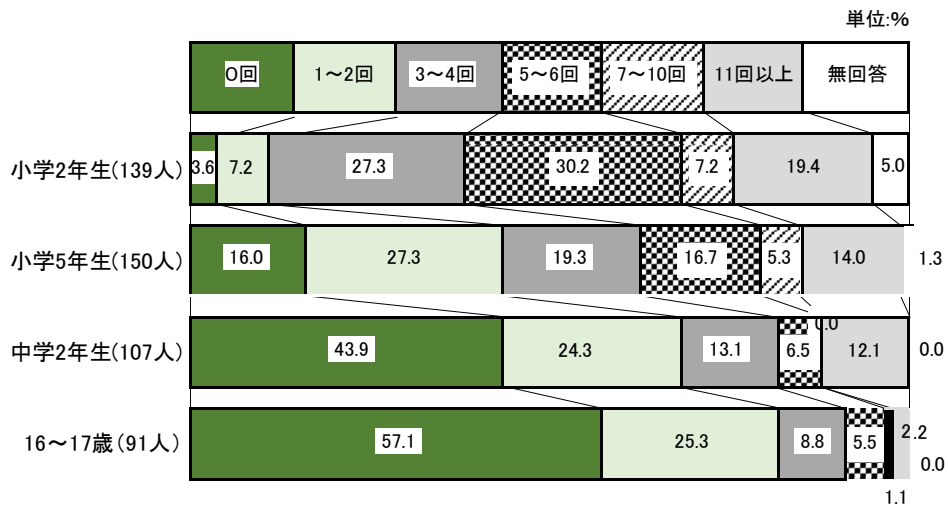
《本編 18 ページ》



地域の図書館以外で、本を読んだり借りたりする場所が「ある」という回答の割合は、中学2年生では 7.3%、小学2年生では 6.5%、保護者では 5.4%、小学5年生では 2.0%、16~17歳では 1.0%となっています。

● 調査前1か月間の学校図書館の利用状況

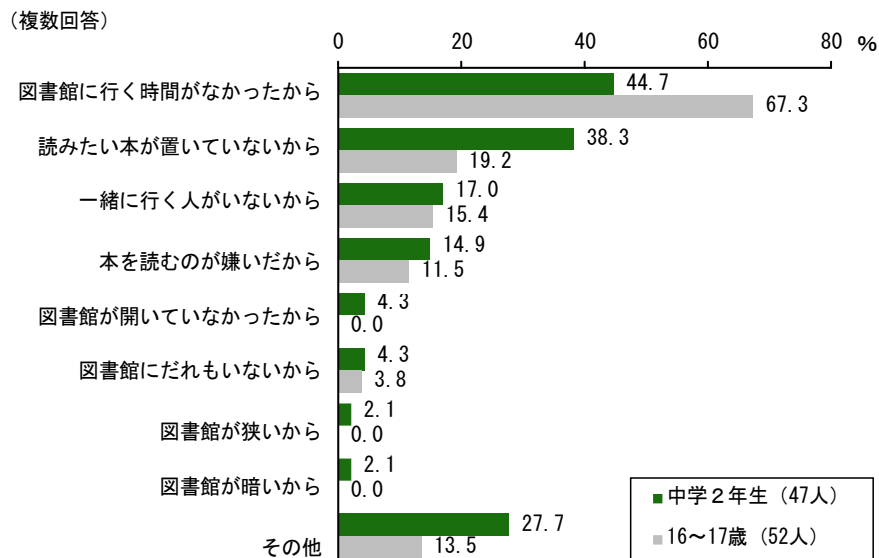
《本編 19 ページ》



調査前1か月で学校の図書館(図書室)に1回以上行ったという回答の割合は、小学2年生では91.3%、小学5年生では82.6%、中学2年生では56.0%、16~17歳では42.9%となっています。学年(年齢)が上がるとともに「0回」の割合が高まり、中学2年生では43.9%、16~17歳では57.1%を占めています。

● 学校図書館に行かなかった理由【中学生、16~17歳】

《本編 19 ページ》

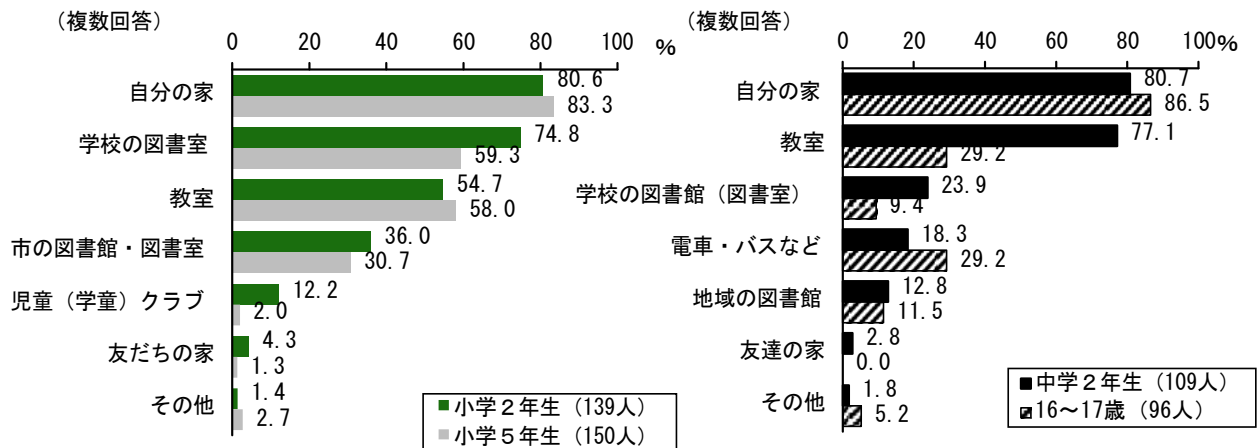


調査前1か月で学校の図書館に行った回数が「0回」という回答者にその理由を聞いたところ、中学2年生、16~17歳のいずれも「図書館(図書室)に行く時間がなかったから」が最も高く、次いで「読みたい本が置いていないから」となっています。

資料編

● 本を読む場所

《本編 20 ページ》

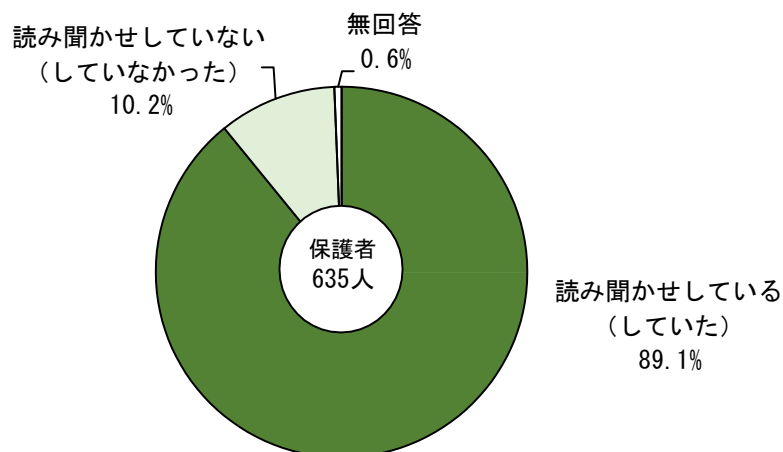


本を読む場所について、小学2年生、小学5年生ともに「自分の家」が最も高く、次いで「学校の図書室」「教室」となっているほか、「市の図書館・図書室」が3割台となっています。「学校の図書室」の割合は、小学2年生が小学5年生を約16ポイント上回っています。

中学2年生、16～17歳についても「自分の家」が最も高くなっており、中学2年生では「教室」も77.1%で高くなっています。「学校の図書館(図書室)」については、中学2年生が23.9%、16～17歳が9.4%であり、「地域の図書館」については、中学2年生、16～17歳ともに1割強にとどまっています。

● 子どもへの読み聞かせの有無【保護者】

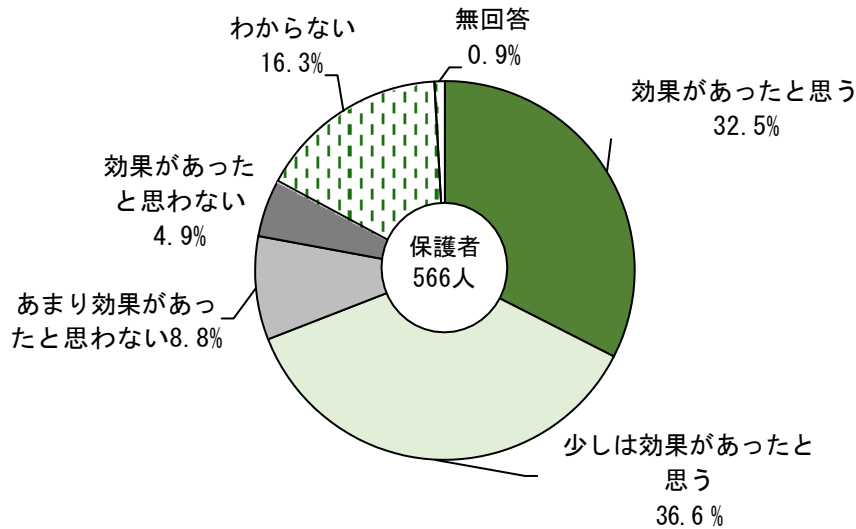
《本編 21 ページ》



回答者の子どもへの読み聞かせの有無については、「している(していた)」が89.1%、「していない(していなかった)」が10.2%となっています。

● 読み聞かせの効果【保護者】

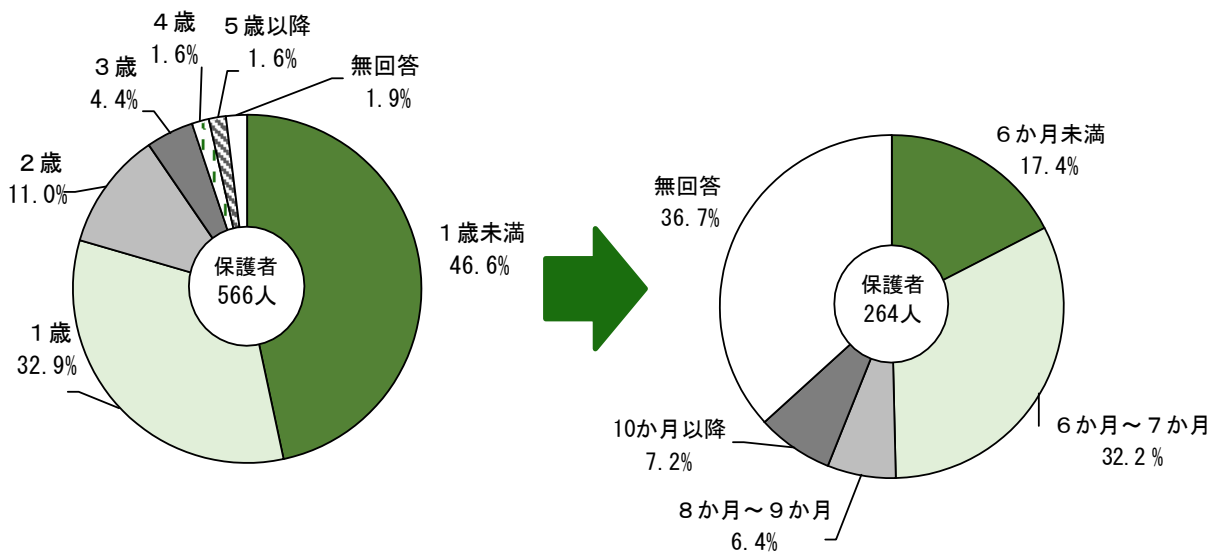
《本編 21 ページ》



自分の子どもに読み聞かせを「している（していた）」と回答した保護者に対して、読み聞かせの効果の有無について聞いたところ、「効果があったと思う」「少しは効果があったと思う」を合わせた割合が 69.1% となっており、自分の子どもへの読み聞かせ経験者のほぼ 7 割が読み聞かせの効果を実感していることがわかります。

● 子どもへの読み聞かせの開始時期【保護者】

《本編 22 ページ》



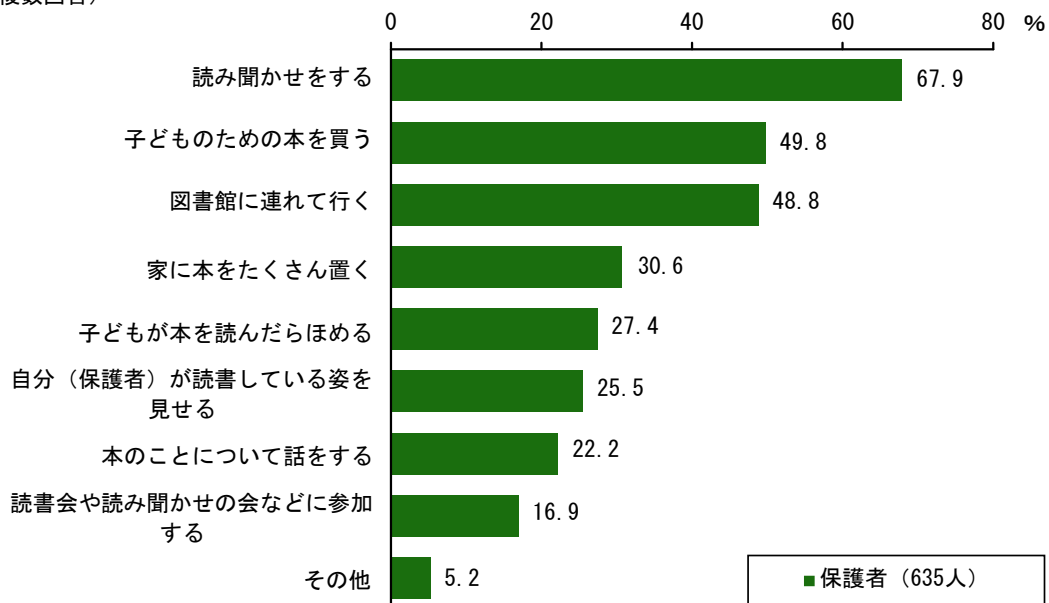
自分の子どもに読み聞かせを「している（していた）」と回答した保護者に対して、読み聞かせをしている（していた）時期について聞いたところ、開始時期については、「1歳未満」(46.6%) が最も高く、「1歳」(32.9%)が続いています。

「1歳未満」の内訳では、「6か月～7か月」(32.2%)が最も高く、「6か月未満」(17.4%)が続いています。

● **子どもの読書活動推進のためにしていること【保護者】**

《本編 22 ページ》

(複数回答)



子どもの読書活動を推進するためにしている（していた）こととしては、「読み聞かせをする」（67.9%）が最も高く、次いで「子どものための本を買う」（49.8%）、「図書館に連れて行く」（48.8%）、「家に本をたくさん置く」（30.6%）となっています。

## (1) パブリックコメントの概要

- **内容** 「ふじさわ子ども読書プラン2020 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画(素案)」について
- **実施期間** 2015年(平成27年)10月27日(火)～11月27日(金)
- **周知方法** 「広報ふじさわ」でお知らせを行い、各市民図書館、各市民図書室、市役所受付案内、市政情報コーナー、各市民センター、公民館で素案を配布するとともに、市のホームページ「パブリックコメント」に掲載しました。
- **募集方法** 各市民図書館、各市民図書室へ直接持参、総合市民図書館へ郵送、ファクス、インターネットによる募集を行いました。

## (2) 実施結果

- **意見等の提出人数** 24人(個人22、団体2)
- **意見等の総件数** 86件
- **意見等の内容別件数内訳**

分類	件数	分類	件数
①全体について	9件	⑪ボランティア	3件
②学校図書館の充実・整備	5件	⑫本と触れ合う機会	5件
③教職員(司書教諭含む)・学校図書館専門員	11件	⑬ブックスタート	3件
④学校図書館と市民図書館の連携	3件	⑭おはなし会、ブックトーク	2件
⑤市民図書館のサービス	10件	⑮計画の推進	5件
⑥市民図書館の充実・整備	4件	⑯第2次計画について	6件
⑦市民図書館の情報提供	3件	⑰子どもの貧困問題	3件
⑧市民図書館職員の研修	1件	⑱誤字脱字指摘	1件
⑨図書館以外の場所	7件	⑲その他	2件
⑩子どもの身近にいる大人	3件	合計	86件



## 7 関係法令

### (1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

#### (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を

策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



● **子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議**

(平成 13 年 11 月 28 日衆議院文部科学委員会)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## (2) 文字・活字文化振興法

(平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号)

### (目的)

第 1 条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

### (基本理念)

第 3 条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

### (国の責務)

第 4 条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (関係機関等との連携強化)

第 6 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (地域における文字・活字文化の振興)

第 7 条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数

の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この計画の策定にあたり、参考とした資料は次のとおりです。

- ・「図書館情報学用語辞典 第4版」  
日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編 2013年（平成25年）12月
- ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」  
文部科学省 2013年（平成25年）5月
- ・「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」  
神奈川県教育委員会 2014年（平成26年）4月
- ・「読書世論調査 2015年版」 毎日新聞社 2015年（平成27年）4月
- ・「高校生の読書に関する意識等調査報告書」  
株式会社浜銀総合研究所 2015年（平成27年）3月
- ・「平成24年度版厚生労働白書」 厚生労働省編 2012年（平成24年）9月
- ・「平成27年版 子供・若者白書」 内閣府編 2015年（平成27年）7月
- ・「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査報告書」  
藤沢市総合市民図書館 2015年（平成27年）3月
- ・「新・こどもの本と読書の事典」 黒澤浩 他 編著 2004年（平成16年）4月





## ふじさわ子ども読書プラン2020

第3次 藤沢市子ども読書活動推進計画

2016年（平成28年）3月発行

発行 藤沢市

編集 藤沢市総合市民図書館

〒252-0804 神奈川県藤沢市湘南台7丁目18番地の2

電話 0466-43-1111 FAX 0466-46-1130

ホームページ <http://www.lib.city.fujisawa.kanagawa.jp/>



この冊子は再生紙を使用しています